

令和3年度国民健康保険税(国保税)の

税率(額)を改定します

■国保税は県が市町村ごとに示した標準保険税率を参考に、本町が下記項目ごとに保険税率(額)を決定し、加入者の皆さんに負担していただくものです。保険税額は年度(4月～翌年3月)ごとに一世帯単位で計算されます。

改定後の1人あたり保険税額は約86,100円となる見込みです。(昨年度は約95,000円)

※加入者の年齢や所得等によって世帯ごとに額が異なります。



! 町税のお支払いが困難な場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入や所得が減少し、納付が困難な場合は、徴収猶予や減免をうけられる制度がありますので、役場税務住民課まで問合せください。

また、制度に該当しない場合も含め相談は随時受け付けていますので、気軽に相談ください。

■所得申告をされていますか？
所得申告が必要な人が未申告の場合、国保税が本来より高くなっていることがあります。必ず役場税務住民課へ申告してください。

▼国保税計算方法	医療給付分	後期高齢者支援分	介護分(40～64歳)
所得割 世帯の所得に応じて計算	所得基礎額 × 7.0% (改定前 7.2%)	所得基礎額 × 2.1% (改定前 2.3%)	所得基礎額 × 1.5% (改定前 1.7%)
資産割 世帯の資産に応じて計算	資産割は廃止します (改定前 7.2%)	資産割は廃止します (改定前 2.0%)	資産割は廃止します (改定前 1.75%)
均等割 ひとりにつきいくらと計算	1人 23,000円 (改定前 28,200円)	1人 8,800円 (改定前 9,000円)	1人 8,500円 (改定前 8,900円)
平等割 一世帯につきいくらと計算	1世帯 19,000円 (改定前 19,800円)	1世帯 6,200円 (改定前 6,500円)	1世帯 4,500円 (改定前 4,800円)
あなたの世帯の保険税額は？	= _____円 限度額 63万円	+ _____円 限度額 19万円	+ _____円 限度額 17万円

問合せ先 役場税務住民課 米井 ☎75-4117